

よくあるご質問

Q1 どのような施設が補助の対象となりますか？

A1 令和 7 年 9 月 30 日までに導入を完了し、その後に、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助の対象となります。（県補助事業は、ICT 基金の上乗せ補助となります。）

ただし、同一の補助対象事業区分について、同一の施設で重複して補助金受けることはできません。過去に重複する補助金を受けていないか、御確認をお願いします。

Q2 既に国の補助金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県補助金は申請できますか？

A2 既に電子処方箋管理サービスを導入して、国の補助金の交付決定を受けた施設であれば、県の補助金の申請は可能です。（特に国の補助金を受けた時期の遡及期限を設定しているものではありません。）

Q3 電子処方箋管理サービスの導入を完了し、これから ICT 基金の交付申請を行いますが、県補助金を同時に申請できますか？

A3 いいえ、同時には申請できません。県補助金の交付対象は、国の補助金の交付決定を受けた施設に限りますので、国の補助金の交付決定後に申請をお願いします。

Q4 申請時の補助対象事業区分は、「電子処方箋管理サービス（本体のみ導入）」、「追加機能」、「電子処方箋管理サービス+追加機能をセット導入」、どれを選択すればよいですか？

A4 国の補助金に申請した際に選択した区分と同じ区分で申請してください。
国の補助金決定通知書の標題（タイトル）により見分けることができます。

Q5 県補助金の申請期限（令和 7 年 12 月 25 日）に間に合わせるためには、国の補助金は、いつまでに申請すればよいですか？

A5 令和 7 年 9 月 30 日までに導入完了する必要があるため、早めにシステムベンダ等に導入をご相談ください。また、国の補助金手続きに約 2 カ月程度の時間を要する場合がありますので、導入完了後、すぐに国の補助金手続きをしてください。（申請期限後の申請は受け付けられませんのでご注意ください。）

Q6 県の補助金について、申請期限が延期される予定はないですか？

A6 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源としており、令和 7 年度の単年度事業であることから、申請期限を延長する予定はありません。

Q7 国の補助金について、事業者一括申請を行った場合に、県の補助金についても一括申請できますか？

A7 いいえ、県の補助金については一括では申請できません。対象施設ごと、国の補助金交付決定ごとに 1 件の申請としてください。

Q8 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）も補助対象になりますか？

A8 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）は、補助対象外となります。

Q9 県の補助金の交付条件として施設が行うべき取組がありますか？

A9 電子処方箋対応施設であることについて、
・医療機能情報提供制度における医療情報ネット（ナビイ）で公表されるための手続きを行ってください。
・施設内の掲示、ホームページ等への掲載により周知してください

Q10 国は、今後、新機能（院内処方機能）も補助対象としますが、県補助事業でも補助対象となりますか？

A10 いいえ、県補助事業では、新機能（院内処方機能）は補助対象となりません。
県補助事業の対象となる新機能は、リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧、マイナンバーカード署名、処方箋 ID 検索、調剤結果 ID 検索（保険薬局の場合のみ）です。

Q11 補助金はいつ交付されますか？

A11 補助金の交付は、令和8年1～2月頃を目安に、指定口座への振り込みを予定しています。

Q12 県補助事業の交付を受けた後に、別途、必要な手続きはありますか？

A12 電子処方箋導入促進事業費補助金交付要領第6条の規定により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について以下の手続きが必要となります。なお、具体的な手続き方法等は、補助金の交付を受けた施設に、後日、別途お知らせします。

- ① 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第1）により報告してください。
- ② ①の報告により、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、仕入控除税額を県に返還（納入）してください。

<参考>

○ 電子処方箋とはなにか？

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬のチェックなどを行えるようになります。

○ 運用開始に向けてどのような準備が必要か？

電子処方箋の概要及び運用開始に向けての情報は、以下のページを御参照ください。

■ 電子処方箋（医療機関・薬局向け）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

■ 電子処方箋 運用開始に向けて役立つ資料（PDF）（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001076297.pdf>

（概要案内やメリット説明動画、運用マニュアル、準備作業の手引等のリンク集）